

再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いします。

2014年4月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1．プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2．業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1．に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

ます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記（１）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

（１）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（２）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（３）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（４）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

再公示：次の案件については、3月19日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示 1 国名：サモア 担当：経済基盤開発部
案件名：安全性向上のためのアピア港改修計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年6月上旬～2015年6月中旬

2 参加要件

海外における港湾計画策定に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年4月28日から2014年5月1日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年4月28日から2014年5月2日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年5月16日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：5月下旬
- (5) 契約交渉：5月下旬～6月上旬

5 業務の目的

サモア独立国（人口約18万人、2,830km²）は、南太平洋のほぼ中央に位置する島嶼国で、その地理的条件から国民生活、経済活動ともに海上輸送に大きく依存している。サモア国において、アピア港は同国唯一の国際港湾であり、外国貿易の大部分を取り扱う最も重要な港湾である。

アピア港は1966年にニュージーランドの支援により整備され、延長185m、水深11mの栈橋式岸壁（以下、「旧岸壁」という。）を1バース有していたが、2001年、我が国の無償資金協力「第2次アピア港拡張計画」により延長165m、水深11mの新岸壁（以下、「新岸壁」という。）が整備された。

一方、旧岸壁は建設後約50年が経過し老朽化が激しく、崩壊の危険が懸念されるとともに、近年、岸壁延長を超える船長約290mもの大型クルーズ船が入港し、また船舶の離着岸を支援する船舶（タグボート）の老朽化が進む等、入出港船舶の安全性の担保が脅かされてきている。また、岸壁背後の狭いスペースを貨物と旅客が混在して利用している状況であり、旅客の安全確保が課題となっている。

サモア政府は、「サモア開発戦略2012-2016」の中で、インフラ整備を優先分野とし、効率的・安全・持続可能な輸送システムの確立を目標としている。また、生活物資等の輸入のみならず、GDPの20%以上を占める観光業を支えるインフラとしてもアピア港は重要な役割を担っており、安全な海上輸送を確保するため、老朽化施設の改修等が求められている。

以上の背景から、サモア政府は我が国に対し、アピア港旧岸壁の改修等による港の安全性の向上を目的として、無償資金協力「安全性向上のためのアピア港改修計画」（以下、「本計画」という。）の要請を行った。

なお、2014年2月に当機構が実施した予備調査において、港の安全性を向上させることは喫緊の課題であることを確認し、旧岸壁の改修やタグボートの延命化等のコンポーネントを具体的に検討していくことを先方政府関係者と確認した。本調査において、改めて必要性等を検討の上で、具体的なコンポーネントを決定することとする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

アピア市マタウトゥ地区アピア港

(2) 主な業務内容

- ア 計画の背景、目的、内容の確認及び必要性、妥当性の検証
- イ 先方事業計画の確認、先方実施機関の実施能力、維持管理体制等の確認
- ウ 概略設計、施工計画/機材調達計画の策定、概算事業費積算
- エ 他ドナーの動向及び類似関連事業に係る調査
- オ その他特記調査事項

(ア) PRIF (Pacific Region Infrastructure Facility) の調査報告書等を参照し、調査の重複を避ける。

(イ) 環境カテゴリBに分類されている。

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2014年6月中下旬)
- (2) 現地調査結果概要 (2014年9月上旬)
- (3) 概要資料(簡略版) (2014年11月中旬)
- (4) 準備調査報告書(案) (2015年1月中旬)
- (5) 概要資料 (2015年1月中旬)
- (6) 準備調査報告書 (2015年5月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 業務主任/港湾計画(評価対象予定者)
- イ 港湾施設設計(評価対象予定者)
- ウ 船体調査
- エ 自然条件調査/環境社会配慮
- オ 施工・調達計画/積算

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2014年2月に予備調査(直営)実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。